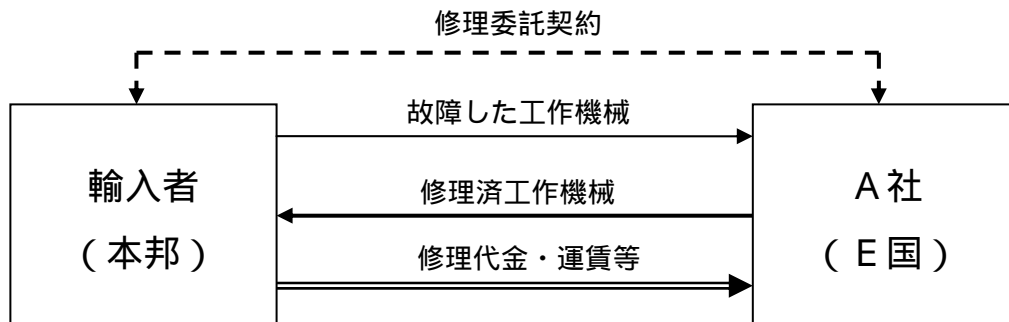


2. 修理後に再輸入される貨物の課税価格



【照会要旨】

当社は、E国所在のA社から特注の工作機械を購入（輸入）し、故障した時のために修理委託契約を締結しました。

今般、当社は、工作機械が故障したため、A社に輸出し、修理された貨物を輸入します。当社はA社から修理代金及び運賃等を請求され、この金額を支払います。

この場合、輸入貨物の課税価格はどのように計算されますか。なお、当社は、この貨物の輸入申告の際に、減免税を申請しません。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が修理後に再輸入する貨物の課税価格は、A社に支払われる修理代金に、使用度に応じて減額された工作機械に要する費用及び運賃等を加算した価格となります。

（理由）

輸入取引により輸入される貨物の課税価格は、原則として、現実支払価格に運賃等（加算要素）の額を加えた取引価格となりますが、「輸入取引」とは、本邦に拠点（住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるもの。）を有する者（個人であるか法人であるかを問わない。）が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実には当該貨物が本邦に到着することとなったものをいいます。

上記の取引において、貴社が輸入する貨物は、修理委託契約に基づき輸入されるものであり、輸入取引（売買）により輸入されませんので、原則的な方法である「輸入貨物の取引価格による方法」により、その課税価格を決定することはできません。

したがって、関税定率法第4条の2（同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法）以下の規定により課税価格を計算することとなります。

この輸入貨物は、特注品であるため、同種又は類似の貨物がなく、「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」により課税価格を決定することができません。

また、貴社は、この工作機械を国内販売せず、また、特殊関係のないA社から製造原

価を聴取できないことから、「国内販売価格に基づく方法」及び「製造原価に基づく方法」により課税価格を決定することができません。

したがって、関税定率法第 4 条の 4（特殊な輸入貨物に係る方法）により、輸入貨物の課税価格を計算することとなります。

この場合、同法施行令第 1 条の 12 第 1 号に規定する合理的調整を加えた「輸入貨物の取引価格による方法」により、修理代金を対価として貨物の売買が貴社と A 社との間で行われたものとみなし、修理のために貴社から A 社に提供された工作機械を「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」に該当するものとして輸入貨物の課税価格を計算することが適当です。

なお、この工作機械は貴社から A 社に提供される前に使用されていたことから、その費用は使用度に応じて減額されます。また、この工作機械が A 社及び輸入港に到着するまでの運送に要する費用等も輸入貨物の課税価格に算入されます。

【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項、第 4 条の 2、第 4 条の 3、第 4 条の 4

関税定率法施行令第 1 条の 5 第 2 項、第 1 条の 12 第 1 号

関税定率法基本通達 4-1(1)、4 の 4 - 1 (1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）